

協議会内規

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会 会長・副会長の選任について

1 会長・副会長について

(1) 会長・副会長に関する基本事項

- ア) 任期 原則2年間とする
- イ) 会長 設計関係団体及び施工関係団体^{※1}交互に選任する
- ウ) 副会長 副会長のうち1団体は次期会長を選任し、
もう1団体は市町村を充てる

(2) 副会長選任 (R4年度からR6年度(第1回協議会まで))

副会長	備考
公益社団法人長野県建築士会	設計関係団体
一般社団法人長野県建設業協会	施工関係団体

(3) 副会長選任 (R6年度(第1回協議会)以降)

付表「会長・副会長等持ち回り」のとおり

※ 団体の会員の属性により次のとおり定める

《設計関係団体》(五十音順)

(公社)長野県建築士会、(一社)長野県建築士事務所協会、

(公社)日本建築家協会関東甲信越支部長野地域会、

《施工関係団体》(五十音順)

信州の快適な住まいを考える会、(一社)信州木造住宅協会、

(一社)新木造住宅技術研究協議会長野支部、(一社)長野県建設業協会、

長野県建設労働組合連合会、長野県工務店協会、長野県優良住宅協会

(付 表)

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会 会長・副会長等持ち回り表

(1) 会長・副会長

次に定めるとおり選任するものとする。

年度	会 長	副会長		備考
R4～5 (2022-23)	長野県建築住宅課	建築士会	建設業協会	
R6～7 (2024-25)	建築士会【設】	建設業協会	長野市	省エネ基準 適合義務 施行
R8～9 (2026-27)	建設業協会【施】	建築士事務所協会	松本市	
R10～11 (2028-29)	建築士事務所協会【設】	建設労働組合連合会	上田市	

※ 表中の【設】は「設計関係団体」、【施】は「施工関係団体」を示す。

※ R12年度以降については、普及状況や社会情勢等を踏まえR11までに協議する。

(2) 事務局

当面の間は長野県建設部建築住宅課に置く。